

平成26年3月10日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育町	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 2 号

平成26年3月10日 9時00分 開議

日程第1 議案第94号から議案第152号まで
(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成 26 年 3 月 10 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第 1、議案第 94 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてから、議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

大変議案数が多いので、皆さま、どうか質疑および答弁は簡潔にお願いします。

初めに、議案第 94 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 94 号の質疑を終わります。

次に、議案第 95 号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 95 号の質疑を終わります。

次に、議案第 96 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 96 号の質疑を終わります。

次に、議案第 97 号、黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 97 号の質疑を終わります。

次に、議案第 98 号、黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 98 号の質疑を終わります。

次に、議案第 99 号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 99 号の質疑を終わります。

次に、議案第 100 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 100 号の質疑を終わります。

次に、議案第 101 号、黒潮町漁港管理条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 101 号の質疑を終わります。

次に、議案第 102 号、黒潮町水産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 102 号の質疑を終わります。

次に、議案第 103 号、黒潮町夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 103 号の質疑を終わります。

次に、議案第 104 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 104 号の質疑を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町佐賀老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 105 号の質疑を終わります。

次に、議案第 106 号、黒潮町立町民館使用条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 106 号の質疑を終わります。

次に、議案第 107 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 107 号の質疑を終わります。

次に、議案第 108 号、黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 108 号の質疑を終わります。

次に、議案第 109 号、黒潮町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 109 号の質疑を終わります。

次に、議案第 110 号、黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 110 号の質疑を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 111 号の質疑を終わります。

次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 112 号の質疑を終わります。

次に、議案第 113 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 113 号の質疑を終わります。

次に、議案第 114 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 114 号の質疑を終わります。

次に、議案第 115 号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 115 号の質疑を終わります。

次に、議案第 116 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 116 号の質疑を終わります。

次に、議案第 117 号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 117 号の質疑を終わります。

次に、議案第 118 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 118 号の質疑を終わります。

次に、議案第 119 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 119 号の質疑を終わります。

次に、議案第 120 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 120 号の質疑を終わります。

次に、議案第 121 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 121 号の質疑を終わります。

次に、議案第 122 号、黒潮町債権管理条例の制定についての質疑はありませんか。

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

ちょっと何点か質問させていただきます。

この債権管理条例というのは、当然、黒潮町内の債権の管理体制を 1 つにまとめる条例になっておるようですが。

せんだっての水道審議会の所でもちょっと議論にはなりましたが、水道料というのは、当然ここへ書いております私債権になるということです。私債権になりますけども、地方自治法 225 条の使用料には当たると思います。当然その使用料が、法で定める 225 条の使用料に当たるとすればですね、延滞をしている方と通常どおりに支払われている方との差といいますか。何もしなくても、何年置いてもですね、その水道料にペナルティーが課せられないということではですね、普通どおりに払っておられる方との均衡といいますか、そういう方たちが浮かばれないのではないかなと思います。

それで、地方自治法の 231 条の 2 項の規定による徴収というのが条例で定めれば、延滞金督促状はもらうことができるはずですが。ただし、税のようにですね強制徴収という権限は出てきません。というのが、下水道とかそんなものと違ってですね、他の法律に定めがありませんのでそういうことは出てきませんが。ただ、きち

っと払うていた方と、そのまま放置をしておる方というのはやはり差をつけるべきでもあろうとも思いますし。特に水道料については民法上の規定になってきますので、時効も2年ということで他の5年とは違って短くなってきますので、その付近をどういう形で対応していくのか。

ちょっと細かい規定の所が分かりませんので、教えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

藤本議員の質問にお答え致します。

まあ言われるように水道料、今回、はっきり公債権と私債権に分けたということで、私債権につきましては、基本的に延滞金が取れないということになっております。というのは、延滞金に代わるものとしてですね損害遅延金という形で取れるようになっておりますので、ここに水道を私債権としましても、ここには書かれておりませんけれども、基本的に損害遅延金が民法で取れるということになっておりますので、そういった延滞金に代わるものは取れるというふうに判断しております。

が、これまでもですね実は、実際は水道料につきましては延滞金を取ってなかったというような状況もございますし、近隣の市町村もこの私債権については取ってないというような状況ですので、現時点ではまあこのままになりますけれども、基本的には取れるというふうに踏んでおりますので、そのへんでご理解も賜りたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

先ほど私言いましたのは、水道料はちょっと特異でして、他の法律に定められておりませんので、委任行為がありませんので債権回収には民法の規定によるということは承知しています。承知していますが、地方自治法の225条の使用料という所に当てはまります。

ですから、今言いましたように遅延金とかじゃなくてですね、延滞金とか督促手数料はですね、条例の定めるところによって取ることができるわけです。ただし争いになれば、先ほど言った民法上の規定になってきますが、225条の使用料に当たるということになると思うがです。

下水道は若干、下水道法の20条ですかね、それがありますけれども、これは公の施設で、地方公営企業法の運用を受ける水道事業についてはですね、徴収できる料金も使用料に当たり、地方自治法に定める使用料に当たります。使用料に当たればですね、当然、先ほど言いました条項によって条例で定めれば、督促手数料も延滞金も付加することができます。

まあ、全国中は広いのでちょっと私も調べてみましたが、柳川市とかいう所はですね、条例にきちっと定めております。やはり、きちっと払うておられる方と払われてない方との差というのはやっぱりつけなくては、やっぱり水道料金がますます、延滞金がふとうなっているという可能性が出てきますので。最後の争いは、先ほど副町長が言われたように民法上の争いになるかも分かりませんが、町が督促するのに郵便料も払うてですね、役も掛けてやっておる。というのにそれが何も、そここのところの遅延金という形で、後で発生してなんぼやら分からんということじゃいきませんので、やっぱりきちっと明確に、やっぱりしておくべきではなかろうかなと思います。

再度伺います。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

藤本議員の質問のですね、地方自治法 231 条の 3 項の規定なんですけれど。

ここの 2 項でですね、手数料とか督促料とかいう、これ延滞金のことなんですけれど。地方自治法 231 条の 3 に定めておるものは公債権についてのことを定めておまして、先ほど藤本議員が言われましたように、水道料は私債権となっております。これは最高裁の判例の方で、以前はですね、公債権の扱いということにもなっていたんですけど、その後、最高裁の判決で私債権ということになりまして、その後はもう私債権の取り扱いに全国の市町村の中でですね、先ほど言われましたように公債権の取り扱いの所もありますし、私債権の所もありますけれど、だんだんとは私債権の方へ移ってきております。

そのために、延滞金につきましては地方自治法の方でですね、私債権については取れないことになっておまして、先ほど副町長が言いましたように、延滞金に代わるものは遅延損害金ということで、民法の方の規定になってきます。

よってですね、私債権についてはこの条例の方に、今のところ定めておりません。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

確かに、先ほど言いましたその最高裁の判例というのはですね、また若干違うように感じますが、私も十分に勉強しておりませんので、後はまあ総務委員会で十分検討していただいたらええと思うんですけども。

地方自治法の何条でしたかね、それについては使用料には当たるという考え方もあるようでして。そのところをほんとにいかんのかどうかいうところはね、もう少し検討していただく必要があると思うんですよ。

確かに徴収については、先ほど私も言いましたように取り立て、強制あれはできませんので、民法によるやり方になります。しかし公的使用料になりますので、延滞金とかそういうものは付加することができるかと解せる分もありますので。そういう事例もあるようですので。そうなるんですね、やはり明確にやっぱりしておかないと、早う払うた人も、10 年も放っておいても全く一緒ということではですね、なかなかそのきちっと、少ない会計の中から年金をちょっともらった、わずかな年金の中からきちっと支払われてる方との違いが出てくると思うんですよ。

その付近をもう少し、まあ質問に変わりませんので総務委員会の中で検討していただいて結構ですが、そのこともきちっと調べた上でやってほしいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

確かにですね、まあ早く支払った方、納期内に納付された方と、納期を遅れて支払った方とに、公債権でありましたら延滞金ということで一定ペナルティー的なところがあるわけなんですけれど、私債権、今まで水道料の方も取っておりませんし、今後ですね、他市町村との状況を見ながら、また遅延損害金については決定していきたいと思いますけど。まずは、何よりもですね徴収の方に当たりまして、早期の徴収の方に心掛けていきたいと思います。

また、先ほど言われました水道料のですね、他市町村。柳川市の例では取っていますということでしたんで

すけれど。調べた範囲ではですね、判例等を参考にしたところ、私債権ということになっておりますので。私債権に当たりますと、自治法上のところの使用料に当たるとのことなんですけれど、私債権については債権管理上どうしても延滞金ということにはなりませんので、遅延損害金ということになってこようかと思えます。

遅延損害金は、先ほど副町長も言いましたように、民法上の規定の中で遅延損害金は取ることができるということになっておりますので、そういうことも今後は検討はしていきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

10 条ですが、町長は訴訟手続等により履行を請求する場合において、という文言があるわけですが。

1 点目が、訴訟やない場合はどうなるかということ。

ともに、100 万という金額がここへ出ております。100 万というお金は小さいいうたら小さいし、大きいいうたら大きい金額になると思うのですが。その 100 万という金額を出した基準といいますかね、どういうところで 100 万という金額になっているのかということをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

第 10 条の専決処分につきましては、これは訴訟による手続きのことを定めておるんですけれど。ここに定めておるものは公債権と私債権の中ですね、私債権に当たる部分と、公債権の中で税の滞納処分とかができない場合の非強制徴収公債権というものがあるんですけれど。そういう場合、どうしても徴収しようとする裁判所へ申し立てしての強制執行となってきます。これによらない方法ということは、納付相談を行いながらですね、ご本人に納付の計画を立てていただきながら徴収を行っていくということになってきます。

それから、100 万円の基準の件ですけれど。この 100 万円についてはですね、特に制度的に 100 万円というふうに決まってるものではありません。

これを作成するに当たりまして、県内の市町村の所、確認しました。ある市町村では 100 万円未満であったりとか、100 万円以下であったりとかいうような市町村もありましたし、金額を定めてない町村もありました。特に、この金額がですねまたかなり下がってきますと、こういう強制執行の案件が出るたんびにですね、議会の方へまた提案をさせていただいて議決が必要になってきますので、ある程度事務を円滑進める中から 100 万円ということにさせていただいたところでございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 122 号の質疑を終わります。

次に、議案第 123 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 123 号の質疑を終わります。

次に、議案第 124 号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に

についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 124 号の質疑を終わります。

次に、議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 125 号の質疑を終わります。

次に、議案第 126 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 126 号の質疑を終わります。

次に、議案第 127 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 127 号の質疑を終わります。

次に、議案第 128 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 128 号の質疑を終わります。

次に、議案第 129 号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 129 号の質疑を終わります。

次に、議案第 130 号、黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 130 号の質疑を終わります。

次に、議案第 131 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 131 号の質疑を終わります。

次の議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

初めに、歳入のうち、1 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち 2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

池内君。

13 番 (池内弘道君)

2 款の林業費の所の 19 節高性能林業機械設備のところで減額になってますけども。

(会場から何事か言う者あり)

すいません、間違えました。

議長 (山本久夫君)

5 款です。

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

48 ページのですね、その3,100万減額ということになっておるんですが、これ、委託ということでやっておりまして。委託というのは町民の責任が大変大きいわけでございますが。

その委託した相手との契約内容。どういう努力をした結果、やむなく3,100万減額するのか。

これ、去年のときもですね、働く場がないに困っておるのに、多額の不用額を出したという経過がございますが。本来、この予算というのはかなりな積み上げをやった上で提案されておるわけでございますが、これの中身がですね、あんまり。単に仕事がなかっただけの話なのか。町としてですね相手に任せただけですから、丸投げで委託ということは、あつてはならんがですよこれ。どういう契約の下に、どういう努力をした。だけど、仕方なく3,100万不用が出たと。そのへんはね、もっと詳しくやっていただかないと。みんな働く場がないいうて困っちゃうがですよ。雇用の場がない。雇用の確保どうするかということで、ずっとみんな悩んでおる。

もう議案を過ぎたんですけどね、国保にしてもね、200万の階層の所が一番負担率が大きくなってらんですよ。ほかの社会保険と比較したときに。仕事がないいう、こればあ難儀なことはありませんよ。どの程度ね、契約を果たしておるんですか。相手は。ないときに契約の委託料払ったのか、払わないのか。

そのへんを含めてですね、お尋ねします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、矢野議員のご質問にお答え致します。

48 ページにあります13の委託料、起業支援型地域雇用創造事業の委託金が3,100万円マイナスにしております。

この事業はですね、10年間の間に起業された方に対して、その企業に100パーセントの補助で人件費を補助するというような内容になっております。

それで、当初、6,583万5,000円予算を計上させてもらっておりました。というのは、これは申し込みがあつて即対応していくというようなことで、概算で枠取りでこの金額を挙げておりました。それで、実際に申し込みがあつたのは7件ありました。それで、その7件の方の申請、予想実績がおよそ3,483万5,000円ということになります。それで、その3,100万円を補正で減額にするという内容になっております。

ただ、その募集に当たっては、該当する所には皆さんの所に声を掛けて対応しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

池内君。

13番（池内弘道君）

先ほどは失礼しました。

2項2目の19節、負担金補助及び交付金の所の高性能林業機械整備という所で、国の補助の採択にならなかつたということなわけですけども。後で出てきますが、当初予算の方にもこの林業機械の購入するというがは入って来てないがですけども。

この機械の整備について本当に必要な整備だったのか。必要ならば、やはり町単の事業としても林業振興の

ために必要に整備していかないかんことだと思いますが。

そのあたり、どういうふうな考えながでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

お答えします。

高性能林業機械スイングヤーダを計画しておりましたが、不採択いか、採用枠に漏れたということで、25年度は減額の措置をしました。

26年度以降についてはですね、まあ当初予算は骨格予算となっておりますので、6月以降にまたそういうことも考えていきたいと思っております。

特に、一般質問にもありますように、宿毛でああいうバイオマス発電等の木材需要が要るとき増産体制を考えておりますので、そこらへんがまた、補正等でまた考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

49 ページのですね、このレンタルハウス整備事業補助金、減額の3,140万円。

これは、理由はどういうことですか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

このレンタルハウス整備事業の補助金につきまして、当初レンタルに4名の予算を組んでおりましたが、レンタル3名で約7反で実施しまして、1名が、3反については流動化、つまり園芸用ハウス活用促進事業で対応しております。そのことによる減と、入札による増減で余りました。落とさせていただきました。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

すいません、52 ページですけど19 節ですね、負担金補助及び交付金の所の上から4 行目か、種子島周辺対策事業補助金ですね。これが786 万2,000 円減額になってます。

これはですね、国に戻したいことはどうしてなのか。どういう事業で、どうして戻したのかなということでお尋ねします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

種子島周辺対策事業で786 万2,000 円の減額ということですが、これについては2つの事業がありまして、ヒラメを購入するというところで稚魚の購入ということで要望していたということ。

それからもう1件は、佐賀漁港に漁船に重油を給油するための給油口を設置するというので、この2件の減額です。

減額の理由については、ヒラメについては須崎市の灰方にある高知県栽培漁業センターにおいて、ヒラメが6万匹の要望しておったところ、向こうの不便により3万匹しかできなかったということで減となったものです。

それから給油口につきましては、これについては設計までいっておったんですが、自動コードリールの製造が納期に間に合わなかったということです。これについては、8パーセントの駆け込み需要で工場でいっぱいになりまして、納期の3月までに間に合わなかったということで減額措置したものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

金額的にはわずかですが、52ページの節で上から3番目の無線漁業協同組合補助金。

2万減になっている根拠は何ですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

これについては28万ということで計上してございましたけど、適正で26万が適正ということで、前年どおりとなっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

53ページの一番下、13委託料、入野海水浴場の潮流調査委託費が234万8,000円の減額になっておりますが、これは調査をした結果の減額なのか。それか、全く調査をされなかったのか。

されなかったらされなかったで結構ですが、その理由をお教えください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、森議員のご質問にお答え致します。

入野海水浴場潮流調査委託費ですが、234万8,000円については当初組んでた額です。

それで、調査については実施しておりません。

理由としては、その潮流調査、あの周辺で水産の方で砂を投入するように計画されておりました。そのため砂が、海底の地盤が変わるといようなことで、中止にさせていただきました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

60 ページですが、13 節委託料、一番下ですね、発注者支援業務委託 1,900 万ですが。

この発注者支援業務というのはどのような仕事でですね、どこに委託してするものなのか。それ、教えてください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

60 ページ、発注者支援業務委託でございますけれど、これはどういう業務かと申しますと、主に避難道の整備の事業のですね、業務の支援にコンサルの方、あるいは高知県技術公社。そういう所と契約をして、人を派遣していただいております。そういうふうな費用でございますけれど。

25 年度のその業務に対する繰越予算が事業が非常に多くて、その繰越事業、実際は 26 年度に実施することになるかと思っておりますけれど、その業務に対して支援をいただく。そういうふうな委託費用でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

次に、第 2 表繰越明許費補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第2表の繰越明許費補正の質疑を終わります。

次に、第3表地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第3表の地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第132号の質疑を終わります。

次に、議案第133号、平成25年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

宮川奨学資金の減額ですけれども、予定した方々が少なかったということですが、その原因をどのようにとらえていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

例えばですね、合併当初、佐賀と大方とのこの貸付金額に差があるので、これは原資に影響がないので増額をしたかどうかということを議会の中でも提案したことがあったんですが、大方の方の予算に合わせるということで、低い方に合わせてこの貸し付けをされているんですけども。やはり、本当に宮川奨学資金を借りなければならない必要な人にとってですね、やっぱり金額的なものが少ないのではないかなというふうに思うんですが。

そのあたりに対しての、借りなかった人、ここで借りなくてもほかで借りられる人、宮川奨学資金を借りなければならない方とか、いろいろ条件があると思うので、そのあたりの認識はどのようにこの減額をとらえていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいです。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

お答えを致します。

宮川奨学資金の予算につきましては、当初、予算を組む段階ですで、一定余裕を持った予算を基本的に組みます。そういうことで、借りたい人が予算的なことで借りられないということが起こることがまず、それを避けるために、あらかじめ余裕を持った予算を組みます。

それから金額についてでございますけれども、金額を増額してはという議論もありましたけれども、現在のところ、その金額が少ないために借入者が少なくなっているというふうには考えてはおりません。

借入れが少ない原因として考えられることはですね、まあ高校の無償化もありました。現在も所得制限はありますけれども続いておりますし、そういったことも多少影響しているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長(山本久夫君)

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

所得制限があるから借りる方が少なくなったということですけども。

今までですね、割と借りやすい資金だということで多くの方が申請をされていた部分があるんじゃないかと思うんですが、そういうことによってやっぱり必要な方が、必要なというか、それを借りなければならないと

いう方に絞られてきたというふうにも思ったりもするんですが。

そうなるとですね、やはりもう少しその金額を上げてですね、減額になってる部分を貸付金として出すというふうなお考えはないのでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

すいません、所得制限というのはですね、高校無償化の関係の所得制限があつて、一定所得の少ない方は現在も無償化が続いているということでございますので、まあそういったことでございます。

それから、金額についてはですね、これほかの奨学資金と比べれば確かに少ないですけども、なるだけ多くの希望する方に広く借りていただきたいということが基本になってますので、そのことを踏まえてですね、金額については今後検討をしていきたいというふうにも考えております。

宮川奨学資金のその借りに当たっては、一定希望する方にはですね、ほとんど貸し付けをしている現状ですので、まあそういった意味で、幅広く貸し付けをしたいというふうにも考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

教育長が言われる、幅広く貸していきたいということですけど、それは結構なことだと思うんですが。

今、所得制限がその高校の方の無償化の方に掛かってきているということですが、まあ私の言う所得制限というのは少し差はあるかもしれませんが、人数が現実になかったということですので、必要な方が少なくなってきているので、その方々を対象にしてやっていくというふうな方向で考えればですね、予算額の中に余裕ができてきているということになりますので、そこらへんをですねもう少し。まあ当初が出てますので、当初のところで言おうかなと思ったんですけども。そういう現状をかんがみて、これからを考えていくというようにされる時期ではないのかなというふうにも、この減額を見て思うんですが。

そのあたりはどういうふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

繰り返しになりますけれども、当初の予算をですね相当多めに組みます。というのは、何度も言いますけれども、借りられない方が発生しないようにということで。

ここで減額が出ておりますけれども、近年、借入者についてはですね、以前と比べると若干人数的にも多いというふうにも思っております。特に、23 年度なんかについては 40 人という借入れもありましたし、決して借入れの人数が減っているというふうにはとらえておりませんので。

金額につきましては、これから検討もしていきたいというふうにも考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 133 号の質疑を終わります。

次に、議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 134 号の質疑を終わります。

次に、議案第 135 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 135 号の質疑を終わります。

次に、議案第 136 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 136 号の質疑を終わります。

次に、議案第 137 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 137 号の質疑を終わります。

次に、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 138 号の質疑を終わります。

次に、議案第 139 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 139 号の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、この際 10 時 10 分まで休憩します。

休 憩 9 時 52 分

再 開 10 時 10 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

次の、議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

初めに、歳入のうち、1 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

53 ページですが、53 ページの企画費に当たりますけど、1 節報酬の所ですね、集落支援員、それから地域おこし協力隊員という予算が挙がっております。

これ 2 つですね、どのようなことをするのかいうのと、これは募集するのか。そして、それぞれ何名なのか。それをお尋ねします。

2 款全部ですね。続けて言わないかん。1 つ。

(議長から「2 款全部ですから、続けて。あればやってください」との発言あり)

はい。

次にですが、55 ページ。19 節に入りますけど、55 ページの下の方ですが、コミュニティー助成事業補助金というのがあります。990 万。

この場所ですね。浜の宮は分かったんですけどあとの場所と、どのようなことをするのかお尋ねします。

それからもう 1 点。61 ページになりますが、28 節の繰出金、一番下になります。情報センターの事業費 7,5457,545 万 5,000 円繰り出していますが、これは昨年度より増えております。

その増えた理由をですね、再度、本会議でも説明あったと思うんですけど、もう一度お尋ねします。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、宮地議員の質問にお答えします。

まず、53 ページの6 企画費、1 の報酬の集落支援員 403 万 2,000 円でございます。これは北郷の集落活動センターの1 名。北郷は24 年から始まって、26 年度3 年目、最後になります。その1 名の集落支援員の費用が208 万 4,000 円でございます。

そしてもう1 つは、佐賀北部の集落活動センターを平成 26 年から計画してございまして、その人の1 名、194 万 8,000 円の費用でございます。合わせて403 万 2,000 円でございます。

続きまして、地域おこし協力隊員ですけれども。これは提案理由の説明でも少し触れましたけれども、蛸瀬川流域、馬荷、橘川、御坊畑の3 集落に地域おこし協力隊員ということで1 名募集致しまして、副町長からも一定ご説明致しましたけれども、2 月1 日にこれは面接を致しまして内定を致しております。その費用が194 万 8,000 円でございます。

活動内容についてですけれども。中山間地域における地域の活性化に新しい発想とかを入れまして、さらに地域の活性化を図っていることで、その人たちの活動をここで費用を計上してございます。

それから、コミュニティーです。これは宝くじコミュニティー助成事業補助金ということで、浜の宮地区、それから本谷、荷稻、大方橘川、上川口郷の5 集落に補助金を出します。

内容ですけれども、本谷ですけれども、みこしの一式、購入致します。そして浜の宮は太鼓、それから法被とかの、お祭りの備品等を購入致します。そして荷稻、ここもみこしの一式を計画してございます。そして大方橘川は、地域伝承ということでまた太鼓、太鼓の台、紅白幕といった、お祭りの備品等を購入する計画でございます。そして上川口については、集会所の中の備品等で防災用の目的の備品を購入するというところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の情報センターの特別会計への繰出金が増えた理由についてお答えしたいと思います。

繰出金につきましては対前年度比で850 万 8,000 円増えておるわけでございますけれども、主な理由は消費税のアップ、それから、データ放送が本格的に始まったことで増えておるのは主な原因でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

2 款全部で。

（議長から「はい」との発言あり）

48 ページの役務費の所にPCB 廃棄物処理費 1,000 万というて書いてありますが、どこの処理を。ちょっとよう聞き漏らしましたので、お願い致します。

それから、同じくそのページの13 節の中で弁護士委託 30 万組んでますが、弁護士委託、どの分をされるのでしょうか。

続いてですね、次のページの49 ページ。人事管理費の13 節委託料の下に、健康診断等、職員の健康診断委

託88万というて組んでますが。職員の受診率はどのようになってますでしょうか。何名受診されて、残りの何名残っておるのか。

それからもう1つ、前から問題になっておって私も質問させていただきましたが、メンタルヘルスの検診はやっておるのか、やるのかということ。

続いてですね、国土調査費の所ですが。61 ページの一番上の所に、り災証明システム構築委託108万と組んでますが、この被災者支援システムでやればですね、この付近もできると思うんですが。もう、被災者支援システムは検討する言いよっていましたが、やめたのかどうか。

それから、62 ページの国土調査費。国土調査費でもですね、前からこれも非常に職員が足りなくてですね、非常に苦勞されておるのを知っております。だから一番心配してたのが、国のあの認証業務というのが遅れることがあるのではないかと思います従前にも質問させていただいたこともあったと思いますが。

認証はどこまでできてですね、どこが済んでないのか。これは時間を置きますとね、不動産の分は動きます。土地というのは非常に移動しますので、認証事務は置けば置くほど大変になります。旧佐賀町もですね、一番最初にやった所が、町の中を全体を一度にやりましたのでここが認証を受けられなくてですね、再度、時間がたつほど土地の移動があります。分筆されますし、所有権の移転も出てきますので、非常に多額の経費を掛けてですね、町単で確かやった。やって、後始末を何年かにそれを分けてですね、始末したことがあります。急いでやらないかんことはよく分かります。津波の来る所ですので。

そうであればですね、やはり人数体制ももう少し考えるなりしていただいて。例えば、森林組合にすべて委託をしておる四万十町もですね、委託をしておるにもかかわらず4名の方が担当職員でですね、早期にやるということで意気込み掛けてやっておるようです。その付近はどうなっておるのか。認証がどういう形になっておるのか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、藤本議員のご質問にお答えします。

48 ページの12 役務費のPCB 廃棄物処理費1,000 万のご説明でございます。

PCB 廃棄物といいますとポリ塩化ビフェニルのことございまして、この処理が平成27年3月末までに処理しなければならないということになってございまして、黒潮町、高知県を取り巻くこのPCBの廃棄物の処理は北九州の事業所で処理するというようになってございます。

黒潮町が現在保有するPCBですけれども、高圧トランスが3個ございます。これ、水道倉庫の中に保管しているということを、水道倉庫の外壁にも掲示をして表示してございます。あと、蛍光灯の安定器。これもPCBが含まれているということでございまして。この数は、小さなものですが数百個ございまして、それも町の倉庫の方に保管をしております。これ処理費と、それから運搬費、それから登録料込みで1,000万の予算を組んでございます。

次に、弁護士の委託30万でございますけれども。昨年まで60万円計上さしてございましたけれども、係争中の案件が1件済みしましたので、今年は30万を計上させていただいてございます。

それから、49 ページの健康診断等の職員の健康診断委託88万についてでございます。

健診率および健診者数、ただ今資料を持ち合わせてございませんので、また後で私の方からお答えさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

それから併せて、メンタルヘルスでございますけれども。幡多郡の市町村で構成する人事担当研修会で、その産業医とそういったことの模索中でございます。現在、このメンタルヘルスの研修医というのはまだ実施に至ってございません。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のご質問、予算書の61ページの上の端、り災証明のシステムの件についてお答えしたいと思います。

大規模災害とかが特にあった場合に、り災証明というのはいわゆる金券に近いものでございまして、復興後、被災者の生活を支えるために早急に発行するシステムが必要となっております。

現在、町の方にそのシステムがございませんので、そのり災証明を、災害時に支援するシステムをですね、26年度の当初予算で計上して仕上げ、構築していきたいというふうなものでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、国土調査についてご説明を致します。

国の認証の方でございますけど、若干事務の方が遅れてまして、現在残っておりますのが入野の一部分、それから鞭の一部、田野浦、出口、下田の口の一部が残っております。これは26年度、早急に事務の方を進めていきたいと思っております。

それから、人員体制の方でございますけど、現在1名体制、それから臨時職員1名で対応しておりますけど、26年度からは職員2名体制プラス臨時対応で、3名で事業の方を進めてまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

61ページの上段の、り災システムのことですが、これはよく分かります。何をするのかというのは分かってますが。

そのシステムをですね、従前に何度か質問させていただきましたし、その後、松田総務課長の方も答えておられたと思うんですが。被災者支援システムの中には、このり災証明もすべて入ってるんですよね。だから、それであれば比較的安くいくんではないかなと思いますし。

これをわざわざ作らなくても総合ソフトとしてあるわけで、それをもう検討する言いよったけど、どういう理由でやめていったのか。確かに、ソフトは現在のパソコン、古いパソコンでも十分使えるようなソフトですので、パソコンの購入もしなくてもいいわけで。Windowsじゃありませんのでいいわけで、これを台数の中にインストールしていけばいいわけです。それで、まあプログラムの変更になりますと若干金は要るにしてもですね、全国的にこのシステムが使われておる所が増えてきてますので、従前からこれを利用したらいいのではないかと。そしたら、その災害後のそのシステム稼働にはですね、これは単なるり災証明システムだけです。他のことにも使えますし、被災しての住民の記録等にもすべて利用できるシステムがありますので。それを利用しなくて個々にこういうことをやっていると、積み上げていきますと非常に高いものになってくると思います。

その付近を検討されたのかどうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

り災証明を含む、藤本議員が被災者証明システムの総合ソフトのご紹介をされましたけれど、ソフトにつきましても現段階でさまざまな情報収集をしておるところでございます。どのソフトが最も使いやすいか、専門家のご意見も聞きながらですね担当の方で整理して、黒潮町にとって最もいい仕組みを今後つくっていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小永君。

2 番（小永正裕君）

PCB の廃棄物の処理に 1,000 万という予算組んでおられますが、これ、非常に分解されにくい、無害化されにくいものなんですよ。

それ、処理の仕方、方法が分かっていたらそれを教えていただきたい。完全な無害になるものかどうか。で、どういう処理になるかというふうなことです。

それから 51 ページにですね、備品購入費だったと思いますが、公用車の購入ということになってます。537 万 1,000 円ね。

これ、何台でしょうか。で、どういう種類の車になるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

48 ページの役務費、PCB 廃棄物の処理のことについてお答えを致します。

毒性についてですけれども、PCB、ポリ塩化ビフェニル。調べてみますと、水にはなかなか溶けにくく、加えて、人間の体内の脂肪には非常に溶けやすいといった性質のもので、別名ダイオキシンといったたぐいのものがございます、非常に人体にとって有害でございます。

現在置かれている、黒潮町で保有している状況ですけれども。トランスの中の、外部からは触りにくい中に一部含まれているという状況で、露出している状況ではございません。安定器についても同じようなことで、安定器の中に PCB があるということがございますので、外部に出ているような状況ではございません。

PCB 廃棄物を保管している事業者というのは、保管および処分の状況について届け出を行って、法令に従って適正に処理をしなければならないということがございます。日本では北九州と北海道にその処分場があるようございまして、西と東を分けて、高知県は九州の事業所で処分すると、そのようなことになってございます。

期限がもう平成 26 年度中、27 年の 3 月末ということでございますので、この後逃さずに手続きを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

（議長から「その処理方法は。大事な処理方法はどんなに」との発言あり）

すいません。公用車の購入、詳細持ち合わせてございませんので、また後でお答えさせていただきます。

ご了承願います。

議長（山本久夫君）

小永君。

2 番（小永正裕君）

すいません、PCB の処理方法と、その処理後の物質が無害化、完全にされるかどうか。

そこが分かってましたら教えていただきたい。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません。処理方法、現在情報持ち合わせてございませんので、また後で調べてお答えさせていただきます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

106 ページです。13 節委託料ですが、ここにですね起業支援型地域雇用創造事業委託 6,163 万 3,000 円、大変高額な金額です。それから、その下には地域人づくり事業委託 3,000 万ついていますけど。

これですね、言葉だけ聞いてもちよっと分からないんですが。どのような事業でですね、どこに委託するのか、それをお尋ねします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

宮地議員のご質問にお答え致します。

起業支援型地域雇用創造事業委託と地域人づくり事業委託についての事業の内容と、どこに委託をするかというご質問ですが。

起業支援型地域雇用創造事業委託というのは、平成 25 年度より実施しておりまして、起業後 10 年以内の企業、民間企業、NPO 等が対象で、失業者を新規雇用した場合に 1 年間の雇用に対して補助をする雇用対策事業です。補助率が 100 パーセントになっております。

それで、26 年度については 5 件の事業実施を予定しております。それで新規雇用に 27 名の新規雇用、パートも含めまして雇用の予定をしております。

それで委託先というのが、起業支援型につきましては、業者名につきましては、民間の千鳥ヶ浜工房という所に1件委託致します。それとあと、みながわ農場、なぶら土佐佐賀、また森下商店、そして、黒潮町缶詰製作所ということになっております。

地域人づくり事業委託3,000万につきましては、内容としましては、地域経済を活性化し経済成長を確実なものにするために、地域において産業や社会情勢等の実情に応じた多様な人づくりにより、若者や女性、高齢者等の潜在能力を引き出し、雇用の拡大などを可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や家計、所得の増大等、処遇改善に向けた取り組みを図るということで、事業の概要としては26年度末までに事業開始から1年間としております。

事業計画については、あらかじめ雇用拡大および処遇改善にかんする事業目標の設定をしていただきます。事業後も2分の1以上の雇用を継続していただくということで、これは新規に、例えば雇用をしていただいて、その雇用された方を人材育成していくというようなことに補助をしていきます。また、既存の雇用されている方の人材研修に当たっても補助が出るようになっております。

それで、ここは3,000万という数字は今年度の事業で、今から募集するようになっております。その募集に当たっていつでも対応できるように、その3,000万という予算を確保させていただいております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

宮川君。

12番（宮川徳光君）

同じく106ページですね、19節の中ほど、サトウキビ栽培による商品ブランド化うんぬんというのがあります。それからその下の端に、観光プラットフォーム整備事業がありますが。

この2件について、事業内容をちょっと教えてください。

議長（山本久夫君）

宮川議員、すいません。

いま一度、質問をお願いしたい。すいません。

12番（宮川徳光君）

すいません、どうも発音が悪かったようで。

106ページの19節の中ほど、サトウキビ栽培による商品ブランド化・販路開拓事業187万2,000円と、その下の端に観光プラットフォーム整備事業210万8,000円というのがありますが。

その2つの事業内容を教えてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、宮川議員のご質問にお答え致します。

まず、サトウキビ栽培による商品ブランド化・販路開拓事業という事業については、今度、第三セクターで特産協も含めて法人化されますが、その中でこの事業を実施していくということで計画をしておりました。それがですね、三セクのときにもご説明を申し上げましたように起業支援型地域雇用創造事業というのも利用するようにしてございまして、新たにその三セクでの事業を実施するのであれば起業支援型地域雇用創造事業を活用してもよろしいというようなことで、そちらの方で対応をしていくようにしました。ですので、内容的には

サトウキビブランドということで特産協の今までの事業を継続していくような形で挙げておりましたが、今回、今申し上げましたように、そちらの方に移行するように考えております。

それと、観光プラットフォーム整備事業についてですが。これは砂浜美術館に委託をして、内容的には滞在型観光客の誘致を進めるため、町の観光分野をまとめ、情報発信する組織を育成し、観光商品の開発、販売、運営を強化させる事業を実施していきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

サトウキビの関係の事業の内容も聞いたのですが。

どこか行うではなくって、どういうことを行うかをもう一度お答えください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すいません。それでは内容をお答え致します。

平成 24 年度から導入しましたサトウキビ品種、黒海道（くろかいどう）の栽培の支援と町内への生産拡大、黒潮町黒糖ブランドおよび販売の促進、精糖農家の所得向上のため一定価格以上での黒糖の買い上げ、黒糖等の地場産品を原料とした製品の開発と販路開拓を取り組むようにしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

ページが 107 ページで、19 節ですがね。最後の、この水産物の加工高付加価値事業という、高というがほどの程度の付加価値を目標にしちよるがですかね。

普通は、まあ付加価値付ける付加価値付ける言うわけですけど、その付加価値に高が付いちよるきに、どういような価値を付けるがかなと思ひまして。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

お答えします。

これについては土佐佐賀産直組合が行うもので、補助金を交付するもので。中身につきましては、黒潮町、特に佐賀地域で取れた魚を利用して、加工して販売を促進するものです。

高付加価値ということですので、まあこれにつきましては東京、大阪のそういうシーフードショーとか、そういう展示会とかに持って行って販売促進を行う予定をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

分かりました。

それでまあ、先ほど産直組合ということで。

それで、この事業の効果いうかね、それは大体予測いうか、どれくらいの効果を考えておりますかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

効果ということですが。この土佐佐賀産直組合につきましては、この事業をもう何年も前から利用しております。

特にこういう事業名で海産物の加工をやっておりますが、特に産直組合につきましては、ご存じかと思いますが、あのきびなごフィレがシーフードショーで大賞をもらったりですね、先般もきびなごのペーストですかね。そういう新しい新規開発をして、これもまた好評、賞をもらうということで、かなりの成果を挙げていると自分は思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

失礼します。

先ほど小永議員の質問にございました、財産管理費の18備品購入費、公用車の台数でございます。

予算的に537万1,000円で、軽の箱バン4台を計画してございます。大方庁舎3台、佐賀庁舎1台でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

歳出の5款について質疑はありますか。

宮川君。

12番（宮川徳光君）

先ほどの答弁で、ちょっと確認させてください。

繰り返しになりますが、サトウキビの事業でですね、お金の出所が違うというような、何か答弁があったような気がするのですが。

そこを確認させてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

補助事業の関係だと思いますが、このふるさと雇用については、同事業で継続が前提で取り組んでおります。

それで、この事業については2分の1が、3年目の段階で受益者の負担が要ります。それでその中で、先ほども言いましたように、三セクの中で特産協の取り組みも継続していくということで、この事業を利用するように検討しておりました。ですが、県の方ともその協議をしまして、その継続については新しい会社の中で、おなじ人員で、起業支援型で利用しても構いませんよということになりまして、そちらの方に移行させていただきたいと計画しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

106 ページでちょっと教えていただきたいんですが、19 負担金の所で、中ほどに共同作業場活用のファクトリーショップ事業というのが内容と。

それと、ここにあります 111 ページになります。その 21 節貸付金ですが、黒潮町農業公社貸付金 300 万円。これは、いわゆる補助が出るまでの一時的な貸し付けだと思うんですが、私の方のあれで間違いない、それとももう単独で貸し付けてしまうのか。トンネルいうてよく言われますけど、県からの補助が出るまでのこの貸付金なのか。

議長（山本久夫君）

森議員、ちょっと確認してください。今、5 款ですよ。5 款。

11 番（森 治史君）

すいません。

では、そのファクトリーの方のことの事業内容をどうということか、すいません。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは森議員の、共同作業場活用のファクトリーショップの事業の内容についてご説明させていただきます。

この事業は、じいんず工房に委託致しまして、長年ジーンズを作り続けてきたノウハウを生かし、オリジナル商品開発やリメイクの商品の販売を行うということで事業計画を立てております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

ここのショップというのはどこの方で。まあいうたら町外の所にそういう店舗でやるのか、それともその工場の中での事業展開なのか。その言われてることは分かりますけど、どこでその商品開発したものを展示して販売していくのか。そこまでの計画があつての負担金か補助金かをつけるんだと思いますので。ただ、そういうこと、今言うたようにノウハウでものを作るまでは分かりますんですけど、作っただけでは何もならないと思いますので。それを、今の工場の中にショップ的なものを造って販売されるのか、それとも思い切って高知の方の、とかいうか町外でそういう、人口の多い所でそういう計画を持たれているのか。

そのへん、ちょっとお聞き致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

当企業につきましては、地元の工場の中でも販売をしておりますが、高知市内にもショップを構えて販路開拓、また、そちらの方で販売の方も実施しております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

106 ページのですね、賃金の機構対応分とありますが、まあ聞き漏らかも分らないのでちょっと質問するわけです。

この機構とは、臨時職員雇用機構とかいうものがあるがですか。それともほかの何なのか。中身ですね。

それから、去年はですね、こういうような資料を頂きまして、各事業に対するその趣旨、目的、金額、そういうものがこう頂いておる。これ、後で参考になりますもんで、今年はどうも頂いてないように思うので、頂いてなければ後で頂きたい。まあ、私が頂いておるけれどもよう確認してないかも分らないので、そのへんは頂いておればご容赦お願いしたいのですが、もしそういったものが出てなければこんな頂きたいと。

以上です。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

106 ページの賃金、機構対応分でございますけれども。

この対応分につきましては、現在、定員それぞれ各職場に正規職員を配置しておりますけれども、そういった中でどうしても緊急に必要な部分、またある部分ですね、事務多忙のところで臨時が必要など。そういった所ですね、臨時賃金を予定しておるといところでございます。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

副町長、資料についてのあれはどうしましょう。後で。

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

矢野の議員の資料のことについて、私の方からお答えさせていただきます。

去年お渡ししたあの資料を参考に致しまして、総務課の方でまとめてまたご提出をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

森君。

11 番 (森 治史君)

先ほどはどうも、間違っまして誠に申し上げありませんでした。

再度、111 ページの 21 貸付金ですが、黒潮町の農業公社への貸付金となっております。これは、いわゆる県の補助とか国の補助金が入るまでの一時的な貸付金なのか、それとも町単独での貸付金に当たるのかをお伺い致します。

そのことについてお伺い致します。

議長 (山本久夫君)

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

森議員の質問にお答えします。

この貸付金 300 万については、今年度、農業公社を立ち上げまして、今、順調にキュウリも採って行っておりますが、運営資金の方がまだ足りないもので、これでこの 300 万円を貸し付けて、また年度末に返してもらうという貸付金であります。

まあ順調にいけば、来年からはもう貸付金は要らなくなる計画です。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

農業公社ができて、非常にわが町の農業振興についての期待をしておるところでございますが。

この予算の中で、19 節のこのレンタルハウスとですね、このハウス整備事業ですか、補助金、それぞれございますが。こういったものは積み上げ、事業希望者をある程度募った中でのこういった予算化なのか、まあ取りあえず予算だけ計上しちよけというような形の予算なのか。

そのへんはどのようになっておりますか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

矢野議員の質問にお答えします。

このレンタルハウス整備事業については新規レンタルを建てる方についての補助金でありまして、これについては農協を通じてやりたいというような方法で申請が挙がってきます。ほんで、この計画については何反作るかというようなことも踏まえたがの計画であります。

それと、ハウス整備事業補助金については 450 万ですが、これについては事業ベースで普通 1,800 万円の事業を見込んでおりまして、町の補助 25 パーセント、別に JA が 5 パーセント、今、これに対しての補助をしております。これについては既設のハウスの整備を目的としておりまして、ハウスの種とか資材が痛んだ場合のがの要望を取っております。これについては、450 万円については最初から、誰べえが何人が補助が欲しいけんいうことではなしに、毎年の実績を基に決めらさして、予算を組まさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

110 ページの 13 節委託料ですね、地域の物流支援事業委託、これ庭先集荷とお聞きしましたが。

本会議で言ったかもしれませんが、どこに委託しているのかというところが 1 点と。

それからですね、111 ページの 19 節の大体中ほどになりますけど、中山間地域等直接支払交付金 1,955 万 4,000 円、約 2,000 万ですけど。直接支払交付金というのは、大体どんなことをするのかお尋ねします。

それからもう 1 つですね、115 ページですが。これも 19 節負担金補助及び交付金の、補助交付金の中の上か

ら3行目、木質資源利用促進事業補助金1,500万ですけれども。これですね、これから利用促進を促すような補助金なのか、それとも実際今やってる所に再度補助していくと。そういう方向なのか、お尋ねします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

宮地議員の質問にお答え致します。

この委託料、地域の物流支援事業については、庭先集荷でございます。有限会社ビオスに委託しております。

それと、中山間地域等直接支払交付金については、中山間の地域であります佐賀地区が5集落、大方地域が5集落、10集落、協定によってやっております。これは水路の集落協定により、水路の水場げや草刈り等を実施する活動に対して、交付金として集落に支払っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

お答えします。

木質資源利用促進事業補助金ということですが、これにつきましては、こぶしのさと、佐賀温泉が木質ペレットボイラーを導入するというので、事業費2,000万の4分の3の県費の補助ということでトンネルでございますが、そういったものでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

池内君。

13番（池内弘道君）

119ページの19節負担金補助及び交付金の中ごろの種苗放流事業費補助金という所で、ハマグリ1,500キロとヒラメ3万匹ということですが。

これは毎年放流しているようですが、水場げの実績等が分かれば教えていただきたいがですけれども。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

ハマグリについては、去年から始めたばかり。そして、放流した所は3年間の禁漁ということにしていますので、具体的にまだそういう数字等は挙がってきておりません。

ヒラメについては、もう何年来ずっと放流してきておりますが、その顕著な、ヒラメが増えたという結果はまだ挙がっておりませんが。まあ、ヒラメについては佐賀の方と、大方のこの浜の方で、両方で毎年6万匹。今年はまだ3万ということで不手際があつてなりましたですけれど。まあ定期的な放流によって、この沿岸資源の維持とか管理ということで行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

ハマグリにかんしては2年目ということですが。

これがもし実績が挙がってこなければ放流の数を増やすとか、そういう計画もあるがでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

これにつきましては、また関係者の皆さまですね、そういう方と将来のことについてはまたこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

事業としてはえい事業だと思いますので、放流の数を増やすなり何なりしてハマグリの量を増やしていってもらいたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

同じく、119ページの19の負担金補助及び交付金のところですが、2番目の種子島の周辺対策事業補助金、今年どのような事業計画しているのかということ。

それからちょっと下がって、カツオ水揚げ促進事業補助金。まあこれいつも出てきよるあれですけど、今年どのような事業を対象にしちよるのか。

それから最後、一番下の土佐さがカツオビジネス創造事業補助金は、どういう内容の事業かお聞き致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

お答えします。

種子島周辺対策事業補助金ですが。これにつきましては、佐賀、上川口、伊田にあります計10隻の19トンのカツオ一本釣り漁船に対して新システムの対応ということで、機器の受信機やマルチディスプレイですか、そういう機器の装備を支援するものです。

マルチディスプレイにつきましては、海底の状況、それから潮流、そういうものが分かるような機器だそうでございます。こういう機器類を19トンに補助、助成をするものです。

カツオ水揚げ促進事業補助金につきましては去年も行っておりますが、水揚げの1パーセント、カツオに限っての水揚げの1パーセントの助成を漁業組合から補助金として行うものです。

それから、土佐さがカツオビジネス創造事業補助金ということで130万円を計上しておりますが、130万円の内訳は、50万円が戻りカツオの補助金、80万円がカツオ販売促進の補助金ということで、例年カツオの販売促進を行って、大阪池田市、岡山蒜山（ひるぜん）高原等で販促活動を行っておりますが、これも去年、今年同様に、次年度も行うものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小永君。

2 番 (小永正裕君)

提案理由の説明のときに、私、聞き逃したかも分かりませんが、113 ページ、繰出金ですね。3,024 万 8,000 円。

この繰り出す必要はどういう理由があったのかいうことを聞きたいです。

議長 (山本久夫君)

農業振興課長。

農業振興課長 (野並誠路君)

小永議員の質問にお答えします。

この 28 の繰出金につきましては、農業集落排水事業の特別会計を行っております。蜷川、出口地区の。この排水事業への繰出金でございます。

以上です。

(議場から何事か言う者あり)

議長 (山本久夫君)

農業振興課長。

農業振興課長 (野並誠路君)

これについては、ちょっとすいません。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

繰出金の関係でございますけれども。

農業集落排水事業特別会計につきましては、基本的にはその各家庭から頂く使用料で賄うのが原則いうことになっておりますけれども、施設整備の借入金等がですね膨大な事業になっておりまして借入金が多い関係でですね、そういったその償還に相当費用が掛かりますので、そういった部分。なおかつ、また使用料だけでは補えない部分がございますので、繰出金で補うこととしております。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

これは 7 款ですね。

議長 (山本久夫君)

まだ早いです。今、6 款をやってます。

もうそろそろ 7 款いきますか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

失礼しました。

ここのですね、125 ページの 13 節委託料の観光振興事業業務委託とあるんですが、この中身ですね。

基本的には委託というのは、町が骨格を作って、その上で委託すべきことなんですが、どのような中身なんですか。

議長 (山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長 (森下昌三君)

それでは、矢野議員のご質問にお答え致します。

これの観光振興業務委託につきましては、毎年度、砂浜美術館に委託を致しまして、T シャツアート展、シーサイドギャラリー、花火大会ですが。それとキルト、ラッキョウの花見、観光振興支援業務、またホエールウォッチング、観光案内窓口業務といった内容で委託をしております。

それで、内容もちょっとご説明させていただきますと、T シャツアート展につきましては委託をしております、24 年度が 1 万 4,260 人の方が来場してございまして、25 年には 1 万 6,614 人というふうに、年々増加しております。町内の出店業者も増加しまして、町内出店者の売り上げにも寄与しているというイベントになっております。

26 年度については、来場者数、出店者数をさらに伸ばすとともに、来場者の 1 割が T シャツアート展以外の時期にも再度訪れてくれております。そのため、また新たな商品提案も行っていきたいというふうに考えております。

それとシーサイドギャラリーにつきましては、これは毎年行っている花火の関係ですので、通常のままで開催させていただきたいと思っております。

それと、潮風のキルト展、ラッキョウの花見につきましては、来場者数が 2,000 人のラインをここ 2 年、なかなか超えることができません。それで、来年度は同時企画としてアートイベントを開催を計画しております。費用は高知県文化財団の助成金を申請中で、同時開催することで高知市内や松山をターゲットに来場者を増やしていく計画です。

ホエールウォッチングにつきましては、24 年が 1,015 人でしたが、平成 25 年については 1,815 人。予約数も 1.48 倍の伸びで 2,775 人となっております。26 年度につきましては、乗船客数の 2,000 人突破を目標として頑張っていきたいと思っておりますが、25 年度につきましても 2,775 人の予約があったわけで、それで実際出れたのは 1,815 人というようなこともあって、その雨天時のメニューの充実も検討していきたいというふうに考えております。

観光支援につきましては、昨年、パナソニック NPO のサポートファンドの費用を活用しまして、観光まちづくりのコーディネーターさんを、コンサルさんを招聘 (しょうへい) しまして、黒潮町の観光戦略の提案作りを行いました。これを通じて、目標値、宿泊とか体験の目標設定をですね、具体的なターゲットを定めて、これからはこれまでの展開ではなかった部分で平成 26 年度はそのターゲットに対して具体的な商品提案や効果のあるモニターツアーの実施を行っていきたいというふうに考えております。

通年観光を実現するために、今、柱作りをしてるところです。

スポーツ合宿、大会誘致につきましては、学びをテーマにした研修、視察ツアー、また、健康をテーマにしたヘルスツーリズムなどの手法の商品企画も検討しております。

こうした大きな柱を昨年組織化した、町内の観光事業者の組織、黒潮町観光支援ネットワークとともに、観

光支援事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

127 ページ、その節の 13 で委託料が新産業創造事業総合業務委託かね、821 万 8,000 円。それに関連して、工事請負費の所で缶詰工場建設工事 300 万、それから、負担金補助及び交付金のところで新産業創造事業推進補助金が 484 万 6,000 円という数字が出ちよるわけです。

それで、臨時議会のときに頂いた資料で、この資料では今年度は補助金等がついちよるがですけんど、2,009 万 4,100 円かね、これ。いう補助金が 2,000 万、ここへは、このあれに出ちようわけです。

それで自分、ここへ出ている補助金の額とこれの違いとともに、ほんでこれ、まああれな話になりますけんど、この事業の事業計画。室長にも自分、聞いてもろうたことすけんど。ざっくばらんに言うて室長に自分、室長、あていらがねだまされるような数字を出してきとうせいうて言うたことです。

そういうことでこの補助金、この臨時議会にいただいた補助金の金額と、今回ここへ出てきている補助金の金額の違いね。

それとも、初めの新産業創造事業の業務委託。どういようなこれ、業務委託する費用ですかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、工事請負費の 300 万の内容につきましてお答えします。

300 万の委託費につきましては、100 万が今度できる加工場、ラボの施設と既存の加工場がありますが、その警備費、セキュリティーの工事費が 100 万。と、新製品の製品を保管する倉庫が不足しております、それに 200 万円で倉庫の設置を計画しております。

それともう 1 点の委託料、新産業創造事業総合業務委託につきましては、今、委託されてるプロジェクトプロデュース関係の委託者の方とプロジェクトマネジメントの委託の方、それと高知工科大学の方に委託料を 821 万 8,000 円委託をお願いするようにしております。

実際にはまだ委託料自体は金額的には高いんですけども、そのうちの一部を県の直接事業、三セクへの直接事業で導入するようになっておりますので、この 821 万 8,000 円ということで町の方が計上しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神議員、もう一度質問し直していただけますか。その補助金にかんすることで。

（明神議員から「えっ」との発言あり）

補助金にかんすることで、こちらがちょっと聞き漏れちゅうかも分かりませんので、もう一度質問を。

10 番（明神照男君）

この予算書には 484 万 6,000 円か、いう補助金が計上されちよるわけです。

それで、臨時議会のときに自分ら頂いた資料のこの今年度の事業の、まあこれあくまでも販売計画の中の補助金ですけんど、補助金等が付いて等がちょうきにあれですけんど、これが 2,000 万という数字が出てちよるわけですが、その違いはどこにあるのか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

概要を説明すればご理解いただけようかと思えます。

まず、当初、支出で2,000万を見込んでいたものの支出根拠をまずしっかりと、それは委託費で計上すべきなのか補助で計上すべきなのかということで、さび分けをさせていただいたのが当初予算の予算案になってございます。

まず大きなもの、13節委託料で新産業創造事業総合業務委託821万8,000円。こちらにつきましては、もともとのこの新産業創造事業の趣旨にのっとった業務委託ということになります。つまり、昨年3月議会の全員協議会でご説明させていただきましたように、缶詰事業はメインプロジェクトとして進めますけれども、缶詰事業のみをやるのではございませんということでございまして。今年度1年は少しこのメインプロジェクトの方に多大なる労力が掛かりましたもので、少し全体構想的なところの進ちょくが遅いので、まず全体構想にも再度、構想の計画策定に踏み込むということでございまして。あらかたはできておりますけれども、詳細について少し踏み込むといったところでございまして。

それから、一番下の補助交付金484万6,000円。こちらにつきましては具体的に、本来でございましたら三セクを組んでいるので三セクの方で完結していただくのが望ましいわけですが、なかなか初年度からそういったことにもなりにくい経営収支となつてございまして。補助金は出ささせていただいて、この中でもかつ力を入れてまいりたいと思っているのは、その地域産品、これを使った商品開発。これを具体的に特化した業務委託を補助金の枠内で行なつていただくようになってございまして。

それから、少し室長も触れましたが、委託費ならびに補助交付金。こちらは全体額としてはもう少し大きい額になってございまして、三セクが民間事業所として取れる補助金、こちらの方はもう三セク単体で取つていただいて、この委託費ならびにさまざま係る経費について充当していただくと。その差額について、今回当初予算に計上させていただいたということになってございまして。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

関連しちょうかもしれませんけど、128ページの方に負担金補助及び交付金ということで産業振興推進総合支援事業補助金とあります。金額的には300万で、補助としてはばらまく言うたらおかしいけど、何件かあったら少額になると思えますけど。

どのような事業内容のところの支援体制なのか。で、大体何件ぐらいを予定で予算を組まれているかをお願い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

これは24年度から実施をしております産業振興推進総合支援事業ということで、町内の特産品または加工品とかいろいろ取り扱っている皆さんに、1件の上限額が50万で80パーセントの補助を、今年度につきましてはその額で計画をしています。

300万ですので、6件を想定しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

先ほどのですね 127 ページの、工科大学の方へ業務委託をするということでしたが、この新産業創造事業というのは最初からいいですか、ほとんどの作業が町内ではなく外部の人を頼ったような形で動いてるように、私には見受けられるのですが。

こういった、今年出す工科大学への補助。こういったものについては今年限りなものなのか、また来年も、再来年もといったような形で続いていくものなのか。基本的な考え方がいいですか、そういったものについて教えてください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

まず、委託費の方の内訳の中で工科大をということでございますが。こちら、昨年比からしますと大幅減になってございまして、本年度はこの 821 万 8,000 円のうちの 50 万が工科大への委託ということになってございます。

これはさまざまな人材紹介であったりとか、マネージメント、あるいはプロデュース、こういったところのご指導をいただいている部分の委託費となっております。

それからもう 1 つは、この、自分たちが将来的にですね、経営確率ができたということで規模拡大ということをしてらんだときに、もちろんすべてを町単でということにはなりませんので、多額の投資ということになりますので。そういった際に使えるスキームとして、今、国の方が力を入れております産学官、および金融。この 4 者連携の補助スキームにターゲットを絞って補助金を頂きたいと思っております。そういった中で工科大との連携を、これからもう少し密にしながらですねやっていくと。そういった趣旨も入っております。

それから、全体的なところでございますけれども。そもそも、まず新しい考え方、ならびにその道のプロフェッショナル。こういった人材登用をして新産業をつくり上げていくといったような趣旨から始まってございまして、どうしても、現在まだ三セクで従業員が確定しているといった段階にはございませんから、必然的に外部の方のお力を今頼って進めているということになります。しかしながら、これからは三セクが立ち上がりますと、その従業員、職員等々が増えてまいりますので、そちらの方ともしっかりと会議をしながらですね、今後の事業運営について協議をしていくということになります。従いまして、当初は外部の人材登用が非常にウエートを占めていると。しかしながら、これはずっとスライドをしていきまして、最終的には町内で完結できるように。そこまで、できるだけ一日も早くというようなことで、今、鋭意協議を進めているところでございます。

それから、何年間かかるかということでございますが。これは、はっきり申し上げまして 10 年はかかります。しかしながら、このような多額の委託費がずっと組み続けられるということにはならないと思っております。できるだけ早く骨格をまとめ、そして域内完結。つまり町内の人材で完結できる、そういったところまで一日も早く持っていくこと。これがまず第一の目標でございます。

それから、全体でございまして、新産業。缶詰は先ほど申し上げましたようにメインプロジェクトの一つ

でございます、それがすべてではないということでございます。よって、黒潮町内の産品をどうやって売っていくのか。これは缶詰だけではなくて、町内にある既存の商品、これをどうやって売っていくのか。あるいは、その販路に乗せることができる商品をどのように開発を進めていくのか。こういった全体構想の取りまとめもしなければならないと思ってございますので、それらをできるだけ早期に域内完結ができるような、そういった協議の取りまとめにこれから入っていくということでございますが。

一例申し上げますと、馬路村でもですね、例えば認知いただくまでにやっぱり15年から20年という長い時間がかかっているわけでございます。要は外商戦略を本気で組むということはですね、2年、3年ですべてが完結できるということにはならないというのが一般通説であろうかと思えます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

先に頂きました資料ですね、黒潮町教育振興基本計画。これは、まあこういうものを頂くと黒潮町の目指す方向というのがよく分かりまして、ありがたいわけでございます。

その中でですね、この基本目標。災害を予測し回避するとか、あるいは生活、交通とかいう項目がございます。それはまあ取り組むべき課題であろうと思えますし、その他の基本計画とかですね、それから基本目標、生活、交通、防災とか、それから地域社会。それから36ページにも、この通学路における子どもの安全とか、それから地域の関係団体とか、こういったことが記載されておりますが。それらは、この教育委員会の予算の中でどの部分に反映されておるのか。

というのがですね、私が聞くところによると去年の8月に、学校、それから警察、国土交通省、そのほかどういった所が集まったか分かりませんが、その国道56号の危険箇所ほか点検、現場の立ち会いをして調査したようでございますが。その役員ですよ、PTAの役員からお聞きすると、まあその場で横断歩道を造ってもらいたいと。子どもの通学路として指定しておりますので。ところが、そこに居合わせたどなたか存じませんが、それはこちらに国道にあるその横断歩道があるので、それをまあ300メートル、400メートル国道に沿って行けば横断歩道があるのでそこで渡ればいいじゃないかという話があったと。しかしですね、その国道にそこは、横断歩道やなしに、その歩道そのものはない場所なんですね。で、そこは水路の上をふたして、単に人が通っておると。50センチ幅のものはあるけれども、それはない。

こういう場合にですね、そこはちょうど合併する前からも合併してからも、56号のその交差点改良、あの部落の方からずっとこの町、町長あてにね要望出しようがですよ。ずっと。ここは、やはり行政がですね、地域いう場合に一つの、じゃあ区長は何なかと、地域におる。町長の方の説明はですよ、過去の。区長というの

は地域の代表者であるというのが、この議会の本会議場の答弁。区長はひとつも知らん。そういうとこをですね、この予算の中でですね。交通問題は総務の委員会ですので、あえて私は先ほどは発言しませんでしたけれども。この教育行政の中でですね、この地域と連携という場合ですね、どういう形で具体的に連携していこうとするのか。

それが多分、私が思うにはね、京都の学校の登下校中のあの事件ですね。多分、あれを受けてのことであつたかなど。その去年の8月の調査というのは。従いまして、私は黒潮町教育委員会の固有の事務とも思っていないし、多分、文部省かどこかそのへんからの文書が来たかなど、私なりに考えておりますが。

そういうところがですね、今後、この教育の基本方針とですね、予算と、どのようにして取り組んでいくのか。この予算の中に、どこにそういったことが盛り込まれておるのか、お聞きします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

子どもたちの安全面での対策、そういったことの部分がこの予算面にどのように反映をされているかということだと思えます。特に今ご質問のあったのはですね、まあ通学路等についての施設面のご質問であろうというふうに思っております。

あの京都の亀岡であった、あの事故ですね。あれを受けて、通学路の安全点検を行いました。これは市町村の教育委員会、それから事業課、そして国土交通省、警察等で安全点検を行いまして、全国のその自治体からですね危険箇所、そういったものの要望を拾い上げて、それに対してどういったことができるかということで関係機関が調整をしてきました。

それを受けてですね、まあ黒潮町でしたら、例えば下田の口の歩道へのガードパイプの設置。あるいは、荷稻の通学路に係る、歩道ではないですけども白線ですかね、そういったものの整備。それから、市野々川についても確かガードパイプ、歩道へ設置をしたと思えます。そんな箇所が何か所かございますけれども、そんなふうな整備を行っております。

ご指摘のあった箇所は歩道のない場所です、そこを横断するのに非常に危険だという所で横断歩道をという要望がありましたけれども、こう配の関係がありまして、なかなかそこへ横断歩道を造るのは危険であるということがあってですね、それは設置ができませんでした。というのは、非常にあこはこう配があって、子どもが横断をする場合に、その子どもは非常に身長が低い関係でなかなか子どもが見えにくい状態になると。運転手の方から。ということがあって、設置ができなかった経緯もあります。ここは課題にはなっておりますので、今、国交省、警察等はですね、近い横断歩道を渡ってくださいというふうなことになったわけでございます。

ご指摘の分はそういうことで、基本的にはですね、そういった施設の整備は所管の国、県等が整備をしていくということで、それに対して、教育委員会は要望していくということになるかと思えます。

それからソフト面においてはですね、当然、通学路の安全確保という面では、予算に反映されていることと言えば、例えばスクールガード・リーダー。そういった部分での子どもたちの見守りといったふうなことも行っております。できる部分での予算措置は可能な限り行っているというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ここは横断歩道で渡れば、まあ2車線分、6メートル、7メートル渡れば向こうへ行き渡ると。で、こう配がちょうど道路の縦断こう配、頂点の部分を渡ればですね、これは両方から見えるわけです。その見えないという部分がちょっと分かりにくいんですがね。渡りたいという、この辺がいいなあという部分は縦断こう配の頂点を渡るようにすれば、それは見えるんですよ、どこからでも。

もう1つ。そこにいた人がどういう権限の持ち主かどうか分からないが、その反対に問題を振ってですね、その側溝ぶたの上を歩けばいいじゃないかと。そこを歩道じゃ言うたらしいですが、それは歩道でも何でもないわけですね。ただ、そこを人間が通れるだけのもので、縁石もない。その歩道の表示、最近はやりの緑色で塗ったような所もあるんですが、そういう表示もない。そして、部落の区長には一言の声もない、いう状態が実態なんですよ。

実は、私はこの前の議会でも、田野浦の農協前の交差点の問題をこの場で取り上げました。

議長（山本久夫君）

矢野議員、お気持ちは分かりますけど質疑と質問は違いますので、質問は、そのへんは一般質問の質問でやっていただけたらいいと思います。

今は予算をやっているわけですので、具体的な予算をやっているわけですから、この事業それぞれに入れちゅう予算を審議しているわけです。全体の方針をどう考えるかというのはまた別問題ですので、質疑と質問の違いはそこにありますので、元に戻っていただいて、予算案についての審議をしてくれませんか。

7番（矢野昭三君）

はいはい。でね。

議長（山本久夫君）

質疑は、また自分の意見を述べる所ではないわけですので。質疑は。質問は、自分の意見を聞いて相手の所信を聞けばいいんですが、質疑は分からない所、疑問に思う所を問うことだけです。自分の意見をどうのこうのというのは質疑じゃありませんので、そのへんは十分踏まえてやっていただけたらと思います。

7番（矢野昭三君）

それではですよ、まあ1回確認します。

この、先ほど言うた、これへ載っちゅう分の中身についてはこの予算で、今言う交通安全の分に限ってですよ。この部分で、そのスクール何とかという所ということでしたが、そういうとこだけということですね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

先ほども答弁を致しましたけれども、それぞれの所管の場所が整備をすることになっておりまして、例えば危険な個所についての要望等は行っていきます。施設面ではですね、所管の部署が行うということになりますので、教育委員会として、こちら予算計上はしておりません。

ソフト面でできる部分は、先ほども申しましたけれども、まあそういったスクールガード・リーダー等がですね、毎朝その交通指導等も行っております。そういったものへの経費は予算化しております。

そういったことで確認をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

すいません、3 点ほどお願い致します。

147 ページにあります、私の方の認識不足になりますんですが、放課後子ども教室事業委託。これはまあ、大変にいいことだと思います。

委託先と、それから町内に何教室あって、それぞれ何人ぐらいの児童の方が放課後ご利用なさっているかということと。

それから、教えていただきたいのは 159 ページの中ほどの 1 報酬の所で、社会教育指導員という項目で 416 万 8,000 円が組まれております。これの人数と活動内容なんですが。同じ項の中で、162 ページの方にも同じように、一番上に報酬、社会教育指導員 208 万 4,000 円が組まれておりますが。

これ、どういう内容でこの、まあ目が違うのでやることは違うと言われたらそれまでですけど、何でも一括で挙がってきてないのかということと。

それぞれの内容が違うということだろうと思いますので、その内容と人数なんかをお願い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

森議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、放課後子ども教室でございますけれども。町内 4 カ所、委託をしております。佐賀、それからくじら、これは早咲の方になります。田ノ口、三浦。それぞれ 4 カ所で、通常、児童保育といいたいでしょうか、放課後保育をしているということになってございます。

人数ということでございますけれども、少しお待ちください。

すいません。佐賀の児童、子ども教室の方が 12 名。くじらはですね、南郷小と入野小の児童生徒が対象でございまして、合計で 84 名でございます。田ノ口が 24 名、三浦が 72 名を予定をしております。

それから、社会教育指導員でございますけれども。まず、159 ページの社会教育指導員につきましては 2 名雇用をしております。これにつきましては、人権教育以外の生涯学習、社会教育関係で社会スポーツ、あるいは社会教育の方の業務を担当してもらっております。業務内容につきましては、各事業の企画から実施等を担当しております。

同じように 162 ページ、これにつきましては人権教育の方の社会教育指導員 1 名でございまして、これにつきましても人権教育にかかわる企画、それから運営等を担当しています。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

今年度は、前々から要望しておりました防災教育について片田教授を呼んでやっていただけるということで予算化されておりますが。

今年度のモデル事業は、もしやられるのでしょうか。やられるとしたら、どこの学校を予定しておるのか。予算化はどこにしておるのか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

本年度、県の実践的防災教育につきましては、モデル事業につきましては、26年度につきましては上川口小学校を予定をしております。

予算で言いますと、講師謝金に20万、費用弁償について12万、消耗品について8万ということで、合計40万を計上しております。

そのほかに、議員協議会でもご説明しましたが、単独事業として防災教育関係の予算を計上をしているところがございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

すいません、どこのページのどの部分かをちょっと教えてください。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

まず、実践的防災教育の予算につきましては、146ページの8節、この中に講師謝金がありますけれども、このうちの20万が実践的防災教育。上川口で行います、実践的防災教育の講師謝金。

それから、費用弁償の12万円が、同じく上川口での実践的防災教育の費用弁償。

それから、11節の消耗品、この中の8万円分が、同じく実践的防災教育の消耗品に計上しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

次に、第2表債務負担行為の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第2表債務負担行為の質疑を終わります。

次に、第3表地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第3表地方債の質疑を終わります。

これで、議案第140号の質疑を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 57分

再 開 13時 30分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長から発言を求められております。

これを許します。

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

午前中、藤本議員と、そして小永議員の方からご質問を受けていて、後でご答弁させていただくということについてお答えをさせていただきます。

まず藤本議員の、職員の健康検診の診断状況についてでございます。

平成25年度でございますけれども、3月10日現在で対象者は特別職を含む206名のうち、3月10日現在で164名が受診してございます。率にしますと79.6パーセント、約80パーセントの検診状況でございます。

それから、小永議員のPCBの処理方法と、そして処理した後の害について、無害かどうかといったことについてでございます。

少し訂正がございまして、処理する個所が日本で2カ所というご答弁させていただきました。よく調べてみますと、あと3カ所、処理能力が少ないんですけれども3カ所ございまして、大阪と愛知の豊田、そして東京に処理する所がございました。5カ所ということになりますけれども。北九州と北海道にはそれぞれ2つずつ施設がございますので、全国で7カ所の処理場ということになります。

そして、その処理方法ですけども。黒潮町が処分を依頼する所、北九州の事業所ではプラズマ熔融分解施設ということで、800度の高熱で熔融していくということでございます。

処理した後のことについては、無害であろうと、そのように考えているところでございます。ご存じのように、ダイオキシン等はサリンのように即効性のある毒性ではなくて遅効性ですので、体内に長いこと蓄積していった、初めてその猛威が含まれるようなものでございますので、申し添えておきます。

以上でございます。

議長 (山本久夫君)

これで総務課長の発言を終わります。

質疑を続けます。

次に、議案第141号、平成26年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 141 号の質疑を終わります。

次に、議案第 142 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 142 号の質疑を終わります。

次に、議案第 143 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 143 号の質疑を終わります。

次に、議案第 144 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

この繰入金のことなんですが、1 億 8,235 万 8,000 円のうち、国保税に関係する分野で 3,000 万ですかね、繰り入れしていただいておりますということなんですが。

ご承知のように国保加入者の場合、その被用者と比較してですね所得水準は低いわけがございますね。まあ極めてと言う方がいぐらい低い状態にあるわけです。そして、その割にはですね、私が持つておるこの資料によりますと、年収 200 万の所を見ればですね、4 倍と。被用者に比較してですよ。そういう資料もあるわけでございますが。

私はもうちょっとこの 1 億 8,235 万 8,000 円、これはまあ一定努力はしていただいたと思うんですが、これは骨格ということのうちに入っておるのか。今後、まあ 6 月へ向けて期待できるものであるのか。

まあそのへん、1 点お聞きします。

議長 (山本久夫君)

住民課長。

住民課長 (松田春喜君)

矢野議員の質問にお答えを致します。

一応この当初予算についてはですね、本予算といいますか、骨格ではない予算になっております。

これまで説明をしてきた、あのシミュレーションでも話をしましたけども、そのシミュレーションと約 1,700 万ほど違ってありますが、その違いといいますのは予算ですので医療費等につきまして若干増額の予算となっております。

そして、この繰入金につきましてもですね、一応、出に伴う事務費等、それから減額、2 割軽減とか 7 割軽減、5 割軽減等の国の補てん分と、正規の分が約 1 億 5,000 万。そして、一番最後にあります、その他の繰入金 3,000 万が法定外の繰入金というふうな内訳となっております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

全体のことでちょっと 1 つお伺いします。

この国保事業の関係でですね、現在、黒潮町にはこぶしという所へ施設があるんですが、これは従前はですね、建設当初は毎年毎年2,000万ずつ5年間、1億、100パーセント補助できておりました。その後、1,000ちょっとになったり、最終的には800万なったりして、その後、負担金なしじゃなくて、町の負担分も要る補助事業に変わっておったと思うんですが。

その後、もうなくなったんでしょうかね。最近、この国保の会計が厳しいときですので、そういう補助があればですね、あの施設の運営とか、あるいは元気いきいき町民の集いをやるときの講師料とかですね、そういう部分の補助に使える項目があったと思います。

高知県下には、旧佐賀町と梶原町の2カ所しかこの建物がないわけで、その梶原町の場合にはそれへ病院も引っ付けてですね、非常に有利に補助をもらいながら運営してきておったと思うんですが。

もし、その関連の予算が歳入で組んでおれば、どこに組んでおるのか教えていただきたいです。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えをします。

一応自分の中ではですね、総務費の中の繰出金としまして、国保の直診会計の方にへき地診療所ということで補助金を頂いた分をですね、繰り出すというふうなことで認識をしております。その部分とちょっと違いましたらまた後ほどということですが、自分の中では、このへき地診療分での繰り出しということで理解をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

いや、へき地診療所に行くはずはなくて、あの建物があるためにですね、建物の運営とか、あそこの中でやる保険事業とかですね。まあ医療費がようけ要りますので、そういう健康管理等についての補助事業がありよったんですが、今はそれがなくなっておるんですかね。

もし、あるとしたらどこへ組まれておるのか。あるいは、そういう補助申請をしてないということでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

健康診断等ですね保健事業等につきましては、8款の保険事業の部分で幾らかの補助金を頂きまして、この国保会計の中で運営をしております。

しかしながら、拳ノ川診療所等にですね。

（藤本議員から何事か発言あり）

こぶしの保健センターの方への繰り出しの方は、この会計上ではほかには組んでないというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

繰り出しとかそんなじゃなくて国保会計の中でね、こぶしの施設管理費とかですね、あるいはその施設を活用しての保健活動。例えば、現在、2 月にもやられた、町長も行ってたと思うんですが、元気いきいき町民の集いとかですね、そういう事業の費用に使える補助があったんですが。今も多分、施設がありますので一部負担は要るにしても。前は 100 パーセント補助でしたので、それがだんだん金額も少なくなってきて、最終的には補助対応になってきたと思うんですが。その後、もうそれはなくなったのか。もし、あるとしたら活用すればいいわけですけども、もし活用してないなら、ないでも結構です。そういうものがないというのであれば、それでもいいです。

そこをちょっとお伺いしたかったです。

議長 (山本久夫君)

住民課長。

住民課長 (松田春喜君)

国保会計の中では、そういう補助がないというふうに認識しております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 144 号の質疑を終わります。

次に、議案第 145 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 145 号の質疑を終わります。

次に、議案第 146 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 146 号の質疑を終わります。

次に、議案第 147 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 147 号の質疑を終わります。

次に、議案第 148 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 148 号の質疑を終わります。

次に、議案第 149 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

森君。

11 番 (森 治史君)

2、3点お伺い致します。

公債費というか、ここへ一般会計の繰出金が出ております。3,024万8,000円というものが出ておりますが、先の25年度の補正の所での答弁で、この金の繰り出しは、いわゆる公債費が続く限り当分の間続くというような話の答弁だったと思うんですが、説明だと思うんですが。

もし仮にということですが、これが公債費が完納して、いわゆる借り入れが完納した後、この今の状態で一般財源からの持ち出しがなく運営をできる見通しなのか。いつまでこれが続くか。

まず1つは、この公債費がある関係で一般会計からの繰出金が出ておりますが、それがいつごろまで続くという予定なものか。その後の、もし返済がなくなった後の経営というか運営状態はどういうような見通しなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

森議員の質問にお答えします。

この繰入金ですが、平成24年に機能診断事業を行いまして、25年に最適整備構想策定事業を行いました。

この事業で行ったのには、今後40年間どれくらい銭が要るか。お金が要るかということの構想策定を行ったところ、蜷川集落排水施設で3億915万4,000円、出口集落排水施設で3億9,894万円で、計7億809万4,000円ぐらいは要ると、数値では出ております。

この事業を行いまして、機能強化対策事業費等の国の補助事業を繰り入れていった場合には、町の負担額としては半分の3億5,000万ぐら이가要るようになっております。

また、この事業の負担額の財源を下水道事業債で阻止した場合は、元利償還金のうち44パーセントが地方交付税による措置があり、実質上が1億9,800万ぐらになります。このことから、40年間今から事業を続けていくには1億9,800万ぐらいが実質要るようになると思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

そうすると40年間は、いわゆるバランスが取れた場合は、ずっとこう一般財源からの持ち出しの継続でこの両施設を維持管理するという解釈を取ってよろしいんでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

これで、先ほども言いましたように1億9,800万ぐらいは要るようになっております。

それで今後、この集落排水施設の維持か、合併浄化槽等の他の事業でいかかは、今後の取り組みを考えて26年度に協議検討していかないかと思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

誠に申し訳ございません。

この農業集排事業を、今の話で私が受け取った分でいきますと、いわゆる浄化槽ね、一般家庭の。に切り替

えていって、廃止するというようにも受け取れたのですが。この事業をそういうようなもんじゃないと思って受け取ってますので、一般家庭はもうこれ以上増やさないよと。ほかにはもう、いわゆる浄化槽で対応していくけど、この私の言いようのは、今の出口集落と蜷川集落のこの事業は、40年間で1億9,000万ぐらい要ることやから、それを問うたがです。そのときに、まあ加入者との収入等のバランスで不足する分については、町は持ち出しますかねということをお伺いした。40年間ね。早くなくなって収支が取れたら恐らくゼロになると思いますけど、あくまでも40年間はこういう形で、毎年一定限の一般財源の繰り出しがあるがですかということをお尋ねしたのですが。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

森議員にお答えします。

繰り出しについては、今の状態の中でやると、繰り出しはしていかないかんと思います。というふうになります。

それで今、先ほど私が言いました合併浄化槽への切り替えというがは、まだほかの事業で取り組んだらどうかというようなまだ研究段階でございますので、ご了承をお願いします。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第149号の質疑を終わります。

次に、議案第150号、平成26年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第150号の質疑を終わります。

次に、議案第151号、平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

このですね、テレビとインターネットの最新の加入戸数ですね。戸数と加入率。両方を教えていただきたいのですね。

今後、今回増えたのは、消費税が8パーセントになった分もあって繰り入れは増えてますが、今のままでいくと、もしかしたら消費税は10パーセントになる可能性がある。そういう場合は、また繰り入れが増える可能性がありますよね。

今回の繰り入れ総額が8,290万6,000円となっておりますが、これからずっとですね8,000万以上繰り入れが続くと考えられてるのでしょうか。

そのへんをお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の2つのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初の、現在、最新の加入状況、そして加入率のことをございますけれど。

2月28日現在の数字でございます。テレビの加入者数がですね、2,088、率にすると40.8パーセントでございます。それから、インターネットの加入状況はですね、1,094世帯、率にして21.1パーセントでございます。

それから、繰入金の方でございますけれど。繰入金には他会計からの繰入金、それから一般会計繰入金と基金繰入金があるわけでございますけれど、将来ずっと繰入金が続くかというご質問でございますけれど。端的に申しまして加入率を上げていかない限りはですね、やはり繰入金の方はなかなか減らすことができないというふうになるかと思えます。消費税が8から10に上ると、加入率を上げないとですねやはりこういうふうな状況が続くと思えますので、加入率を全力で上げるような取り組みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

6ページの施設使用料という所にですね、この間の確か説明の中では、去年よりか下がったということでしたが。

携帯電話の基地局というのは確か、25年度で2カ所増えたはずなんですけども、増えても下がったわけですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のご質問に質問にお答えしたいと思います。

携帯基地局の使用料は増えてます。施設が増えただけ増えておりますけれど、昨年の予算と総額で減ってる理由はですね、実は情報センターの使用料、月に7万頂いております。NTT-四国からですね、事務所使用料として月に7万、年間84万頂いております。それを、昨年まではこの特別会計に入として入れておりましたけれど、財産的に一般財産の管理をしておりますので、一般財源の方に入を切り替えました。その84万が減りましたので、この施設使用料としては全体的に減ったような予算になっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第151号の質疑を終わります。

次に、議案第152号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第152号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第111号から議案第119号まで、議案第122号、議案第132号のうち、歳入のう

ち1款から8款、11款、16款および18款の全部。歳入のうち、12款、14款、15款、20款および21款のうち総務常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、2款総務費、9款消防費および12款公債費。第2表、繰越明許費補正のうち、2款、9款。第3表、地方債補正。議案第134号。議案第140号のうち、歳入のうち1款から11款まで、および19款の全部。歳入のうち、12款から18款、20款および21款のうち、総務常任委員会の所管する歳入。歳出のうち2款総務費、9款消防費、12款公債費および13款。第3表、地方債。議案第143号、議案第151号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第94号から議案第102号まで、議案第123号から議案第128号まで。議案第132号のうち、歳入のうち12款から15款、21款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費および11款災害復旧費。第2表、繰越明許費補正のうち、6款、8款および11款。議案第139号。議案第140号のうち、歳入のうち12款から16款まで、18款、20款および21款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費および11款災害復旧費。第2表債務負担行為のうち、産業建設常任委員会の所管する債務負担行為。議案第149号、議案第150号および議案第152号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第103号から議案第110号まで、議案第120号。議案第121号。議案第129号から議案第131号まで、議案第132号のうち、歳入のうち12款から15款、20款および21款のうち、教育厚生常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、3款民生費、4款衛生費、10款教育費。第2表、繰越明許費補正のうち、3款、4款および10款。議案第133号、議案第135号から議案第138号、議案第140号のうち、歳入のうち12款から15款まで、17款、18款、20款および21款のうち、教育厚生常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、3款民生費、4款衛生費および10款教育費。第2表債務負担行為のうち、教育厚生常任委員会の所管する債務負担行為。議案第141号、議案第142号および議案第144号から議案第148号まで。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 13時 58分

